

10月26日 定例研究会 議事録

<発表者 田中英輝さん>

関根：5 ページ。60 歳以上の専業農家が水利組合長に選ばれるということについて。この事例でのことなのか、一般的なことなのか

田中：この事例では、ということ。

関根：水利組合長というのは有給なのか。地域のリーダー的な人が無給でボランティア的にやるのか。職業的にやるのか。

田中：北上川流域の他の地域は有給でやるのが一般的な話。この地域では一切ない。組合に対してお金を支払うかたちになっている。(詳細は未調査)

平口：まとめの部分。「合理的な水配分」の合理的とは？

田中：不平等というのは、従来残っている慣行水権が不平等だったのでその解消というのがひとつ。非合理というのは、従来の土水路は水漏れが大きかったり、排水の堰が石積みみの堰で排水が上手くできていなかったこと。それを、堰を頭取工にするとか、3面コンクリートにするなど、近代化して「合理的にする」という意味。

平口：ということは、今までの水配分は合理的ではなかった、という意識からはじまっているのか？

田中：そうです。

冬木：水利組合ひとつの規模がどのくらいなのか。それと、水利組合と集落の関係はどうなっているのか。クロスしているのか、なかに含まれているのか、など。

田中：最初は 300～400ha をひとつの組合としていた。現在は、平均 200ha 前後がひとつの組合。集落との関係は、基本的には初めは旧村単位からできていたので、その形で残ってはいるが、またがる部分もあるし、実情はややこしくなっている。入り組んでいる。

冬木：報告のなかで、集落を基礎にした水利調整の不合理性を指摘しているが、水利組合の意思決定と、集落での意思決定の仕組みがちがうのでは。その調整をしなければならないのではと思う。7 ページ、水利組合が 2 重加入している、そういう複雑な状況下での合意形成の在り方。そこをもっと調べるとおもしろい。それと、9 ページの志波農協の複合経営。複合の度合いが個々の農家でちがい、その間の利害調整をどうするのが面白い。ということではいっているのか。

田中：下の豊沢川土地改良区のケースを見ると、兼業化の方向に流れており、水に対する意識がなくなってきて、土地改良区にお金を払って管理してもらえばよいという考え方で水との距離が離れていっている。兼業化ではなく複合化に流れたとすると、農家の水意識に対する意識が残るのでは。

佐藤：(佐藤さんのところでは)転作であるかぎり、そこでなにを作ろうと賦課金は同じ。ただし、水の利用の仕方が違うので、その点での調整は必要。

工藤：農業水利、水利施設の維持管理。これの、どの施設のどの部分、どういう管理をする組織を対象にした話なのかわからない。それと、パイプラインまでひいていけば、施設の高度化により利害の調整ほとんど必要なくなる。にもかかわらず、それでも必要だというのはどこのことをいっているのか。その話がないため、なんのためにパイプラインをやっているのか。地域の具体的な用水系統図を含めた具体的な分析が必要であり、思い込みの分析が目立つ。

米倉：用語の問題。水利調整組合、水利組合、水利調整団体、水利団体などあるが、どちらがっているのか、おなじなのか。関係しているなら、どういう関係なのか。

田中：自分も混同して使ってはいるが、基本的には一緒。時代区分によって言い方がかわるが、中身は一緒。に関しては、小組合はそれとはちがって、水利団体の細かいところでの小組合。後日、整理しなおす。

<発表者 平松匡之さん>

関根：広まっている要因には、利用者側の要因と、提供する側の要因と両方ある。既存研究で指摘されている、場所の近さ、利用しやすさというのは、サービス受ける側のこと。平松君は、サービスを提供する側の要因を研究するのがメインなのか？

平松：おもに提供する側のことに焦点を当てている。

関根：サービスを提供する側としてBMTがなにかしらいいことがある。いいことがあるときに、ふつうは経済的要因だと思うが、この場合は経済的要因と宗教的要因にわけて考えた方がいいのでは。

佐藤：事例4の、カルドハサンが40%ある。極めてイスラミ的な金融事情。考察の2モラルハザードで、借り手が事業の利益を過少申告するとあるが、普通は過大申告してもっと借りられるように事業の健全さを出すのが普通なのでは？ それと、資金がどこから集まってくるのか？どこの銀行でも預金獲得を必死にやるが、それをどうしてるのか。

平松：預金は地域の住民から集めている。預金獲得は重視している。初期費用、設立にあたっては外部機関から資金支援がある。ムアマラット銀行では東ジャワにある300ほどのBMTに資金提供している。

佐藤：それは政策的なバックアップがあるのか。

平松：政府からの政策支援は公なのはない。とはいうものの、ムスリム知識人協会は政府

関係の人間のつくっているものでもあり、政府と関係がまるでないということではない。

石井：イスラム教では利子が禁止されている。不労所得の定義は？それと、借りて持ち逃げするような事件が起こりえるのではないか。

平松：なにが利子でなにが利子でないかは、宗教学派のあいだでも、議論が続いている。持ち逃げの問題は個人の信仰の度合いにもより、一概にイスラム教徒だからといって起こらないというようには思えない。

伊藤：借りている人たちはどういう人たちなのか。マイクロクレジットとしてこれを有効な装置として利用しているのかどうかが見えてくる。

平松：BMT といっても規模は様々。それによって、顧客の層もかわってくるが、おもに物売り、商人が借り手。グラミン銀行がターゲットにしているような、女性や貧困層というわけではない。小規模といっても本当に貧しいひとというより、なんらかの事業を行っているひと。最貧困層ではない。

伊藤：利用する人によっては、ほかのもの、あるいは両方つかっているという人もいる可能性がある。今後の課題として、タイプ別に分けて分析する必要があるのでは。

工藤：サポートしているイスラム組織が、過激派のようなものもあるのではないかという印象を受けかねない。サポートしている組織を明らかにすべき。こういう金融組織の発展が一過性のものなのか、そうではなく、今後更に発展していく途中の経過なのか。今の段階でのこういう組織の性格付けをすると、今後どういう発展をしていくか。

米倉：BMT の管轄がないとなっているが、再確認が必要。それと、事例 4 ではカルドハサンが融資の 40% を占めているなかで、同業者による利用者組合が構成されているのはどういうことなのか。つまり商売かなにかに融資しているのに、ムシャラカとかがないというの？

平松：BBA やムラバハがあわせて 40% ある。つまり、利用者組合はこれらを利用した資材等の購入をするために存在している。